

令和7年分

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済年金や老齢厚生年金等を受給されている方へ

令和7年中にお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を、**令和8年1月8日(木)から20日(火)にかけて**圧着式の「はがき」で順次発送します。

この源泉徴収票は、年金の支払金額（源泉徴収税額を含みます。）の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号) は基礎年金番号を表示しています。

支 払 を受 ける 者	住所 又は 居所	102-8082 東京都千代田区 ○○○ ○-○			(受給者番号) 1234*****
	フリガナ 氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎			明治 大正 昭和 平成 令和 生年月日 年 月 日 23 12 5
	区分				
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分 所得税法第203条の3第3号 第〇号適用分 所得税法第203条の3第7号適用分				支 払 金 額 千 円 1 753 212 千 円 千 円 千 円	
特別障害者 ※他の障害者 ひとり親 寡婦 有 無 *	源泉控除対象配偶者 ひとり親 寡婦 有 無 *	扶養対象扶養親族の数 扶養夫婦の 扶養扶助配偶者 特定 老人 その他 扶養親族の数 皆無 その他 非居住者で ある親族の数 社会保険料の額			
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族 16歳未満の扶養親族	
支 払 者 フリガナ 氏名 ネンキン ハナコ	区分 1	支 払 者 フリガナ 氏名 アリカン 区分 1	支 払 者 フリガナ 氏名 アリカン 区分 2	支 払 者 フリガナ 氏名 アリカン 区分 2	
(摘要)	2				
法人番号		2010005002559			
所在地		〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎			
名称		国家公務員共済組合連合会 印			

住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された介護保険料、後期高齢者医療保険料および国民健康保険料の年間徴収額が「社会保険料の額」として表示されます。

●源泉徴収票の区分について

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金、昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受給されている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受給されている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

※今回お送りする源泉徴収票は、基礎控除の見直しにより、令和7年12月の定期支払時に令和7年度税制改正に基づく税額の精算を行った後の内容が記載されたものとなります。令和7年度税制改正についてはKKRホームページ「KKR年金だより No.144」をご参照ください。



＜年金から「個人住民税および森林環境税」が特別徴収されている方へ＞

個人住民税および森林環境税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載してあります。